

## 「個別の検討委員会」の設置に係る基本的な考え方について

平成 17 年 4 月 27 日  
千 葉 県

知事が策定する県の再生計画（基本計画及び事業計画）に基づき策定する実施計画を検討するために必要に応じて設置する「個別の検討委員会の基本的な考え方」は次のとおりです。

1 知事は、三番瀬再生計画検討会議（以下「三番瀬円卓会議」といいます。）から提案された「三番瀬再生計画案」の適正な実現に向け、県が策定する再生計画（事業計画）および再生計画（基本計画及び事業計画）に基づき策定する実施計画並びに事業実施に当たって助言をいただくことを目的に、「個別の検討委員会」を知事の下に設置します。

2 知事は、学識経験者を中心に委員会を構成し、委員会の性格に応じて、必要な分野を追加します。

知事は、三番瀬再生計画案を実効性のあるものとするため、事業計画を策定するものであり、個別の検討委員会では、科学的な知見に基づく検討を基本とし、経験的な知見や一般県民等の意見も聞きながら進めて行くこととします。

また、知事は、三番瀬再生会議における審議が円滑に行えるよう三番瀬再生会議の委員に対し、「個別の検討委員会」の委員としての参加を要請し、連携を密にすることとします。

なお、委員の人数は、検討に必要な適正人数としますが、20名程度を上限とします。

3 知事は、三番瀬円卓会議で培われた「情報公開と住民参加」という理念に基づき「個別の検討委員会」を開催することとし、委員への住民参加と一般県民が検討のプロセスを知ることができるよう公開により行うこととします。

また、知事は、よりよい事業計画案を策定するための建設的な意見を一般県民からの F A X やメール等により聞くとともに、会場参加者の意見も聞くという従来の手法も取り入れながら、運営してまいります。